

受診者様の権利と責務

受診者様の健康の保持増進に寄与するため、一般財団法人岐阜健康管理センターでは「理念と方針」を定め、職員一同鋭意努力いたしております。そのためには「受診者様の権利」を尊重し、より良い医業に取り組んで参りたいと存じますので、この趣旨をご理解いただき、「受診者様の責務」につきましてもご協力くださいますようお願い申し上げます。

【受診者様の権利】

1. 良質な医療を受ける権利

受診者様は差別なく、良質な医療を受ける権利があります。

2. 選択および自己決定の自由の権利

受診者様は、検査を選択するかあるいは拒否する権利があります。

ただし、所属会社や団体や健保組合との契約内容が優先される場合があります。

3. 情報に対する権利

受診者様は、ご自身の健康診断の負担費用や内容、結果を知る権利があります。

4. 守秘義務に対する権利

受診者様は、健康診断に関する結果など個人情報について保護される権利があります。

ただし、ご契約の内容により所属会社や団体、健保組合に提供される場合があります。

5. 尊厳に対する権利

受診者様は、個人の人格や価値観などを尊重されプライバシーが守られる権利があります。

また、医学知識や設備により苦痛を緩和される権利があります。

【受診者様の責務】

1. 医療サービスの環境づくりに協力していただく責務

受診者様は、良質な医療サービスづくりの為、私どもの規則や職員の案内にご協力ください。

2. ハラスメント行為（迷惑行為）を行わない責務

受診者様は、他の利用者が受ける医療や私どもの職員による医療提供に支障を与えるようなハラスメント行為を行わないようお願いいたします。

2024年11月1日

一般財団法人岐阜健康管理センター